

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

43

### 告 示（選）

- 平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
- 平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………一
- 平成二十六年東京都選挙管理委員会告示第百三十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………二
- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………三
- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百三十九号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………六
- 不在者投票管理者を置く施設の指定……………六
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………六
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………六
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総

数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………六

- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………九
- 政治団体の解散の届出……………二
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………四
- 資金管理団体の取消しの届出……………五

### 告 示（選）

●東京都選挙管理委員会告示第二十四号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第七選挙区支部及びはぎうだ光一後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十四年東京都選挙管理委員会告示第百三十七号）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年四月十一日

#### 東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第七選挙区支部の部2支出総額の項中「30,513,459」を「30,493,459」に、「8,553,428」を「8,573,428」に改め、同部4支出の内訳の項中「13,826,089」を「13,806,089」に、「6,425,957」を「6,405,957」に改める。

はぎうだ光一後援会の部2支出総額の項中「23,011,359」を「21,781,359」に、「4,079,571」を

「5,309,571」に改め、同部4支出の内訳の項中「16,624,485」を「15,394,485」に、「5,933,705」を「4,703,705」に改める。

#### ●東京都選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第七選挙区支部、自由民主党東京都第十四選挙区支部、自由民主党東京都大田区第三十四支部、自由民主党東京都医療会支部、自由民主党東京都薬劑師支部及びはぎうだ光一後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十五年東京都選挙管理委員会告示第百二十九号）の一部を次のように訂正する。

平成二十八年四月十一日

#### 東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第七選挙区支部の部1収入総額の項中「79,147,797」を「79,167,797」に、「8,553,428」を「8,573,428」に改め、同部2支出総額の項中「28,410,347」を「28,430,347」に改める。

自由民主党東京都第十四選挙区支部の部3本年収入の内訳の項中「2,552,000」を「2,652,000」に、「4,850,000」を「4,750,000」に改め、同部5寄附の内訳（年間5万円を超えるもの）の項中

「滝 保清」を	100,000	江東区
「滝 保清」を	100,000	江東区
「坂田 英明」を	100,000	足立区

<p>「総コングレシ 1,000,000 千代田区 を 」 「株港屋 100,000 江東区 」 「総コングレシ 1,000,000 千代田区 」に 改める。 自由民主党東京都大田区第三十四支部の部1収入総額の 項中「229,200」を「679,200」に、「214,600」を 「664,600」に改め、同部2支出総額の項中「229,200」を 「679,200」に改め、同部3本年収入の内訳の項中 「個人の負担する党費又は会費 14,600 (50人)」を 「個人の負担する党費又は会費 14,600 (50人)」に 改め、同部3本年収入の内訳の項に次のように加える。 4 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者) (金額) (住所) (個人からの寄附) (金額) (住所) 円 長野 元祐 450,000 大田区 自由民主党東京都医療会支部の部1収入総額の項中 「26,540,000」を「17,914,500」に改め、同部2支出総額の 項中「26,540,000」を「17,914,500」に改め、同部3本年収 入の内訳の項中 「本部又は支部から供与された交付 8,625,500 金に係る収入 自由民主党東京都支部連合会 8,625,500」</p>	<p>削り、同部4支出の内訳の項中 「政治活動費 26,540,000 寄附・交付金 26,540,000 うち本部又は支部に対して供与した 26,540,000 交付金に係る支出 」に 「政治活動費 17,914,500 その他の経費 17,914,500 うち本部又は支部に対して供与した 17,914,500 交付金に係る支出 」に 改める。 自由民主党東京都薬剤師支部の部1収入総額の項中 「8,953,016」を「7,244,816」に、「6,964,394」を 「5,256,194」に改め、同部2支出総額の項中「7,061,643」 を「5,353,443」に改め、同部3本年収入の内訳の項中 「本部又は支部から供与された交付 1,706,200 金に係る収入 自由民主党東京都支部連合会 1,706,200」 を 削り、同部4支出の内訳の項中 「政治活動費 7,056,000 寄附・交付金 7,056,000 うち本部又は支部に対して供与した 5,256,000 交付金に係る支出 」に 「政治活動費 5,347,800 寄附・交付金 1,800,000 その他の経費 3,547,800 うち本部又は支部に対して供与した 3,547,800 交付金に係る支出 」に 改める。 はぎうだ光一後援会の部1収入総額の項中</p>	<p>「25,799,581」を「27,029,581」に、「4,079,571」を 「5,309,571」に改め、同部2支出総額の項中 「20,036,202」を「18,901,202」に、「5,763,379」を 「8,128,379」に改め、同部4支出の内訳の項中 「16,706,213」を「15,571,213」に、「6,334,187」を 「5,199,187」に改める。 ●東京都選挙管理委員会告示第二十六号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十 二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に ついて、自由民主党東京都第七選挙区支部、自由民主党東 京都大田区第三十四支部、自由民主党東京都医療会支部、 自由民主党東京都薬剤師支部、秀和会、はぎうだ光一後援 会、三好亜矢子後援会及び武蔵野市薬剤師連盟から訂正の 報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、 政治団体の収支報告書の要旨(平成二十六年東京都選挙管 理委員会告示第百三十四号)の一部を次のように訂正する。 平成二十八年四月十一日 東京都選挙管理委員会</p>
<p>自由民主党東京都支部連合会 8,625,500」</p>	<p>はぎうだ光一後援会の部1収入総額の項中</p>	<p>自由民主党東京都第七選挙区支部の部1収入総額の項中 「63,539,670」を「63,559,670」に、「28,410,347」を 「28,430,347」に改め、同部2支出総額の項中 「20,288,968」を「20,308,968」に改める。 自由民主党東京都大田区第三十四支部の部1収入総額の 項中「343,800」を「1,493,800」に、「229,200」を 「679,200」に、「114,600」を「814,600」に改め、同部2 支出総額の項中「343,800」を「1,493,800」に改め、同部 3本年収入の内訳の項中</p>

<p>「個人の負担する党費又は会費」                  (50人) 14,600                  「個人の負担する党費又は会費」                  (50人) 14,600                  寄附の総額 700,000                  政党匿名分を除く寄附の額 700,000                  個人からの寄附 700,000                  改め、同部3 本年収入の内訳の項に次のように加える。                  4 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの)                  (寄附者) (金額) (住所)                  (個人からの寄附) (金額) (住所)                  円                  長野 元祐 700,000 大田区                  自由民主党東京都医療会支部の部1 収入総額の項中                  「26,360,000」を「17,793,000」に改め、同部2 支出総額の項中                  「26,360,000」を「17,793,000」に改め、同部3 本年収入の内訳の項中                  「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」                  自由民主党埼玉県医師支部 172,422                  自由民主党東京都支部連合会 8,567,000                  「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」 172,422                  自由民主党埼玉県医師支部 172,422                  改め、同部4 支出の内訳の項中                  「政治活動費」 26,360,000                  寄附・交付金 26,360,000                  うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 26,360,000</p>	<p>「政治活動費」 17,793,000                  その他の経費 17,793,000                  うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 17,793,000                  改め。                  自由民主党東京都薬剤師支部の部1 収入総額の項中                  「8,776,261」を「7,087,561」に、「6,884,888」を「5,196,188」に改め、同部2 支出総額の項中「6,897,400」を「5,208,700」に改め、同部3 本年収入の内訳の項中                  「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」 1,688,700                  自由民主党東京都支部連合会 1,688,700                  削り、同部4 支出の内訳の項中                  「政治活動費」 6,896,000                  寄附・交付金 6,896,000                  うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 5,196,000                  「政治活動費」 5,207,300                  寄附・交付金 1,700,000                  その他の経費 3,507,300                  うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 3,507,300                  改め。                  秀和会の部1 収入総額の項中「1,110,000」を「1,210,000」に改め、同部2 支出総額の項中「1,110,000」を「1,210,000」に改め、同部3 本年収入の内訳の項中「300,000」を「400,000」に改め、同部4 支出の内訳の項中                  「政治活動費」 1,110,000</p>	<p>「経常経費」 100,000                  事務所費 100,000                  政治活動費 1,110,000                  改め、同部5 寄附の内訳 (年間5万円を超えるもの) の項中「300,000」を「400,000」に改める。                  はろうだ光一後援会の部1 収入総額の項中「31,426,039」を「33,791,039」に、「5,763,379」を「8,128,379」に改め、同部2 支出総額の項中「28,623,207」を「27,468,207」に、「2,802,832」を「6,322,832」に改め、同部4 支出の内訳の項中「22,538,285」を「21,383,285」に、「7,048,211」を「5,893,211」に改め。                  三好重矢子後援会の部1 収入総額の項中「583,997」を「461,997」に、「525,000」を「403,000」に改め、同部2 支出総額の項中「525,460」を「405,460」に、「58,537」を「56,537」に改め、同部3 本年収入の内訳の項中「525,000」を「403,000」に改め、同部4 支出の内訳の項中「525,460」を「405,460」に改め、同部5 資産の内訳の項中「1,415,240」を「1,293,240」に改め。                  武蔵野市薬剤師連盟の部2 支出総額の項中「1,215,470」を「1,415,470」に、「442,731」を「242,731」に改め、同部4 支出の内訳の項中「1,215,470」を「1,415,470」に、「1,214,000」を「1,414,000」に改め。</p>
<p>●東京都選挙管理委員会告示第二十七号                  政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党東京都第六選挙区支部、自由民主党東</p>		

京都第七選挙区支部、自由民主党東京都第十四選挙区支部、自由民主党東京都第十六選挙区支部、自由民主党東京都第十七選挙区支部、自由民主党東京都第二十選挙区支部、自由民主党東京都第二十四選挙区支部、民主党東京都第一八区総支部、自由民主党東京都港区第二十一支部、自由民主党東京都大田区第三十四支部、自由民主党東京都医療会支部、自由民主党東京都薬剤師支部、菅直人を応援する会、はぎうだ光一後援会、新政経研究会、秀和会及び江東西税理士政治連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第百十六号)の一部を次のように訂正する。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

自由民主党東京都第六選挙区支部の部1収入総額の項中「62,254,644」を「62,244,644」に、「51,983,468」を「51,973,468」に改め、同部2支出総額の項中「5,516,850」を「5,506,850」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「15,436,000」を「15,426,000」に、「5,275,000」を「5,265,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えらるもの)の項中

「税金冠堂 100,000 世田谷区」を  
「税金冠堂 100,000 世田谷区」に  
いてお(株) 60,000 世田谷区」に  
改める。

自由民主党東京都第七選挙区支部の部1収入総額の項中「87,997,670」を「88,017,670」に、「20,288,968」を「20,308,968」に改め、同部2支出総額の項中

「24,913,381」を「24,933,381」に改める。

自由民主党東京都第十四選挙区支部の部3本年収入の内訳の項中「4,244,000」を「4,344,000」に、「3,825,000」を「3,725,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えらるもの)の項中

「河原 万千子 100,000 世田谷区」を  
「河原 万千子 100,000 世田谷区」に、  
坂田 英明 100,000 足立区」を  
株式会社白鳳 200,000 荒川区」を  
株式会社白鳳 100,000 江東区」を  
株式会社白鳳 200,000 荒川区」に  
改める。

自由民主党東京都第十六選挙区支部の部1収入総額の項中「79,678,767」を「79,878,767」に、「59,493,613」を「59,693,613」に改め、同部2支出総額の項中「43,354,593」を「43,554,593」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「39,180,000」を「39,380,000」に、「6,610,000」を「6,810,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えらるもの)の項中

「税理士による大西英男後援会 200,000 江戸川区」を  
「税理士による大西英男後援会 200,000 江戸川区」に  
日本柔道整復師連盟 200,000 台東区」に  
改める。

自由民主党東京都第十七選挙区支部の部1収入総額の項中「65,685,864」を「70,775,864」に、「44,132,796」を「49,222,796」に改め、同部2支出総額の項中「22,414,204」を「27,504,204」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「23,930,320」を「29,020,320」に

「41,550,000」を「9,245,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えらるもの)の項中

「東京都柔道整復師政治連盟 150,000 文京区」を  
「葛栄会 5,090,000 葛飾区」に  
東京都柔道整復師政治連盟 150,000 文京区」に  
改める。

自由民主党東京都第二十選挙区支部の部1収入総額の項中「46,756,558」を「44,756,558」に、「43,089,001」を「41,089,001」に改め、同部2支出総額の項中「41,514,549」を「41,209,549」に、「5,242,009」を「3,547,009」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「22,670,000」を「20,670,000」に、「18,610,000」を「16,610,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「21,516,938」を「21,211,938」に、「2,796,410」を「2,491,410」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えらるもの)の項中「11,650,000」を「9,650,000」に改める。

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部2支出総額の項中「67,289,104」を「66,014,104」に、「76,808,603」を「78,083,603」に改め、同部4支出の内訳の項中「50,388,811」を「49,113,811」に、「3,681,803」を「2,406,803」に改める。

民主党東京都第一八区総支部の部2支出総額の項中「34,175,271」を「34,183,511」に、「11,524,440」を「11,516,200」に改め、同部4支出の内訳の項中「13,587,958」を「13,596,198」に、「8,698,057」を「8,706,297」に改める。

自由民主党東京都港区第二十一支部の部1収入総額の項中「3,027,025」を「2,967,025」に、「2,384,828」を

「41,550,000」を「9,245,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えらるもの)の項中

「東京都柔道整復師政治連盟 150,000 文京区」を  
「葛栄会 5,090,000 葛飾区」に  
東京都柔道整復師政治連盟 150,000 文京区」に  
改める。

自由民主党東京都第二十選挙区支部の部1収入総額の項中「46,756,558」を「44,756,558」に、「43,089,001」を「41,089,001」に改め、同部2支出総額の項中「41,514,549」を「41,209,549」に、「5,242,009」を「3,547,009」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「22,670,000」を「20,670,000」に、「18,610,000」を「16,610,000」に改め、同部4支出の内訳の項中「21,516,938」を「21,211,938」に、「2,796,410」を「2,491,410」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えらるもの)の項中「11,650,000」を「9,650,000」に改める。

自由民主党東京都第二十四選挙区支部の部2支出総額の項中「67,289,104」を「66,014,104」に、「76,808,603」を「78,083,603」に改め、同部4支出の内訳の項中「50,388,811」を「49,113,811」に、「3,681,803」を「2,406,803」に改める。

民主党東京都第一八区総支部の部2支出総額の項中「34,175,271」を「34,183,511」に、「11,524,440」を「11,516,200」に改め、同部4支出の内訳の項中「13,587,958」を「13,596,198」に、「8,698,057」を「8,706,297」に改める。

自由民主党東京都港区第二十一支部の部1収入総額の項中「3,027,025」を「2,967,025」に、「2,384,828」を

<p>「2,324,828」に改め、同部2支出総額の項中「1,124,163」を「1,064,163」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「60,028」を「28」に改め。</p> <p>自由民主党東京都大田区第三十四支部の部1収入総額の項中「971,400」を「2,771,400」に、「343,800」を「1,493,800」に、「627,600」を「1,277,600」に改め、同部2支出総額の項中「971,400」を「2,771,400」に改め、同部3本年収入の内訳の項中</p> <p>「個人の負担する党費又は会費」(100人)を「個人の負担する党費又は会費」(100人)を27,600に改め、同部3本年収入の内訳の項に次のように加える。</p> <p>4 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの) (寄附者) (個人からの寄附) (金額) (住所) 円 長野 元祐 650,000 大田区 自由民主党東京都医療会支部の部1収入総額の項中「26,136,000」を「17,641,800」に改め、同部2支出総額の項中「26,136,000」を「17,641,800」に改め、同部3本年収入の内訳の項中 「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」 自由民主党東京都支部連合会 8494,200」を</p>	<p>削り、同部4支出の内訳の項中 「政治活動費」 うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 寄附・交付金 26,136,000 「政治活動費」 うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 17,641,800 その他の経費 17,641,800」を改め。</p> <p>自由民主党東京都薬剤師支部の部1収入総額の項中「7,772,674」を「6,327,074」に、「5,893,813」を「4,448,213」に改め、同部2支出総額の項中「6,057,654」を「4,612,054」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「本部又は支部から供与された交付金に係る収入」 自由民主党東京都支部連合会 1,445,600 削り、同部4支出の内訳の項中 「政治活動費」 うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 4,448,000 寄附・交付金 6,048,000 「政治活動費」 うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 3,002,400 寄附・交付金 1,600,000 その他の経費 3,002,400」を改め。</p> <p>菅直人を応援する会の部2支出総額の項中</p>	<p>「22,728,784」を「22,720,544」に、「24,538,640」を「24,546,880」に改め、同部4支出の内訳の項中「11,369,782」を「11,361,542」に、「5,741,931」を「5,733,691」に改め。</p> <p>ちゅうだ光一後援会の部1収入総額の項中「19,306,176」を「22,826,176」に、「2,802,832」を「6,322,832」に改め、同部2支出総額の項中「5,396,035」を「8,916,035」に改め。</p> <p>新政経研究会の部1収入総額の項中「3,437,889」を「4,620,889」に、「2,060,000」を「3,243,000」に改め、同部2支出総額の項中「40,797」を「1,223,797」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「2,060,000」を「3,243,000」に、「1,590,000」を「2,773,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中 「都議会民主躍進の会」990,000 西東京市」を 「都議会民主躍進の会」990,000 西東京市 民主党東京都第15区 1,183,000 江東区」に改め。</p> <p>秀和会の部1収入総額の項中「720,000」を「820,000」に改め、同部2支出総額の項中「0」を「100,000」に改め、同部3本年収入の内訳の項中「100,000」を「200,000」に改め、同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項中「100,000」を「200,000」に改め。</p> <p>江東西税理士政治連盟の部2支出総額の項中「575,522」を「615,522」に、「413,860」を「373,860」に改め、同部4支出の内訳の項中「559,000」を「599,000」に、「240,000」を「280,000」に改め。</p>
---	---	--

●東京都選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七  
七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に  
ついて、日本維新の会衆議院東京都第22選挙区支部から  
訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基  
づき、政治団体の収支報告書の要旨（平成二十七年東京都  
選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように訂正  
する。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

日本維新の会衆議院東京都第22選挙区支部の部3本年  
収入の内訳の項中

「寄附の総額	379,750
政党匿名分を除く寄附の額	379,750
個人からの寄附	379,750
借入金	1,030,097
鹿野 晃	1,030,097
「寄附の総額	1,409,847
政党匿名分を除く寄附の額	1,409,847
個人からの寄附	379,750
政治団体からの寄附	1,030,097

改め、同部5寄附の内訳の項中

「鹿野 晃	379,750	三鷹市
「鹿野 晃	379,750	三鷹市
(政治団体からの寄附)	(金額)	(事務所の所 在地)

円

かのみら友の会 1,030,097 三鷹市  
改め、同部6資産の内訳の項を削る。

●東京都選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五  
十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和  
二十二年政令第十六号）及び漁業法施行令（昭和二十五年  
政令第三十号）において準用する場合並びに最高裁判所裁  
判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）  
においてその例によることとされる場合を含む。）の規定  
に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとお  
り指定した。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

施設	名称	所在地
特別養護老人ホーム	千	豊島区要町三丁目五十四番九号
川の杜		

●東京都選挙管理委員会告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条  
第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における  
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり  
である。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

二一八、七六九

●東京都選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条  
第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地  
方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法  
律第六十二号）第八十条第一項の規定による東京都におけ  
る選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八  
分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数  
と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、  
次のとおりである。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

一、四六七、三〇四

●東京都選挙管理委員会告示第三十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第  
一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙  
権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を  
超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に  
六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た  
数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合に  
あつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数  
と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を  
乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	15,744
中央区選挙区	38,989
港区選挙区	63,779

新宿区選挙区	87,235	小金井市選挙区	32,333
文京区選挙区	57,141	小平市選挙区	50,362
台東区選挙区	52,115	日野市選挙区	49,375
墨田区選挙区	71,908	西東京市選挙区	54,120
江東区選挙区	133,454	西多摩選挙区	68,782
品川区選挙区	105,156	南多摩選挙区	63,749
目黒区選挙区	75,871	北多摩第一選挙区	83,208
大田区選挙区	164,930	北多摩第二選挙区	53,428
世田谷区選挙区	188,818	北多摩第三選挙区	84,125
渋谷区選挙区	61,511	北多摩第四選挙区	51,998
中野区選挙区	90,747	島部選挙区	7,427
杉並区選挙区	144,722		
豊島区選挙区	75,470		
北区選挙区	93,535		
荒川区選挙区	54,943		
板橋区選挙区	141,888		
練馬区選挙区	164,597		
足立区選挙区	157,629		
葛飾区選挙区	122,106		
江戸川区選挙区	156,337		
八王子市選挙区	142,770		
立川市選挙区	48,884		
武蔵野市選挙区	39,793		
三鷹市選挙区	49,955		
青梅市選挙区	37,574		
府中市選挙区	68,779		
昭島市選挙区	30,580		
町田市選挙区	115,150		

小金井市選挙区 32,333  
 小平市選挙区 50,362  
 日野市選挙区 49,375  
 西東京市選挙区 54,120  
 西多摩選挙区 68,782  
 南多摩選挙区 63,749  
 北多摩第一選挙区 83,208  
 北多摩第二選挙区 53,428  
 北多摩第三選挙区 84,125  
 北多摩第四選挙区 51,998  
 島部選挙区 7,427

●東京都選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
東京維新の会	藤巻 健史	山田 朋広	中野区本町2-49-12	H27. 12. 15	○
自由民主党東京都中央区第二十八支部	塚田 秀伸	小西 義雄	中央区日本橋兜町9-11	H27. 12. 1	○

備考 東京維新の会は、おおさか維新の会の支部として届出があったものである。

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
井戸まさえ勝手応援団	井戸 正枝	井戸 正枝	大田区蒲田5-46-11	H27. 12. 1	衆議院議員	井戸 正枝、 衆議院議員
波多野里奈を支える会	仲 里奈	仲 洋二郎	港区港南3-9-33	H27. 12. 28	参議院議員	仲 里奈、 参議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
改革結集の会国会議員団	村岡 敏英	小熊 慎司	港区南青山1-22-2	H27. 12. 21
修栄会	小椋 修平	小椋 修平	足立区新田2-4-27	H27. 12. 25
関野しげお後援会	関野 茂夫	関野 芳美	大島町差木地2	H27. 12. 21
闘う改革の会東京	溝口 晃一	溝口 晃一	大田区田園調布1-45-15	H27. 12. 21
日本臨床検査技師連盟東京都支部	後藤 清	板橋 匠美	千代田区九段北4-1-5	H27. 12. 17
吹春やすたか後援会	吹春 保隆	福平 雅夫	小金井市貫井北町1-14-6	H27. 12. 2
平和・くらし・環境 八王子市民プロジェクト	花崎 晶	熊谷 伸一郎	八王子市横山町25-4	H27. 12. 22
ほりあい努と目黒区政を改革する会	堀合 努	堀合 麻友	目黒区中町1-7-4	H27. 12. 15
みんなの都政カイゼンおおたの会	溝口 晃一	勝又 寛晃	大田区田園調布1-45-15	H27. 12. 21
目黒の投票率を向上させる会	堀合 努	堀合 麻友	目黒区中町1-7-4	H27. 12. 15



1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党狛江総支部	栗山 欽行	主たる事務所の所在地	狛江市東野川2-7-12	狛江市東野川4-19-6	H27. 12. 2
		代表者の氏名	栗山 欽行	高木 七生	H27. 12. 2
自由民主党東京都国立市第2支部	三田 敏哉	会計責任者の氏名	清水 崇寛	三田 和寛	H27. 11. 5
自由民主党東京都中央区第二十九支部	佐藤 敦子	会計責任者の氏名	石崎 静子	吉田 豊	H27. 12. 11
自由民主党東京都練馬区第十六支部	土屋 文子	会計責任者の氏名	藪塚 香	土屋 高廣	H27. 12. 2
自由民主党東京都福祉支部	滝沢 武久	主たる事務所の所在地	板橋区板橋3-57-5	北区王子2-16-13	H26. 12. 25
日本のことを大切にする党足立区地区支部	和田 智之	政治団体の名称	日本のことを大切にする党足立区地区支部	次世代の党足立区地区支部	H27. 12. 21
日本のことを大切にする党大田区議会第一支部	犬伏 秀一	政治団体の名称	日本のことを大切にする党大田区議会第一支部	次世代の党衆議院東京都第四支部	H27. 12. 21
		主たる事務所の所在地	大田区蒲田5-34-10	大田区蒲田5-32-6	H27. 12. 21
日本のことを大切にする党衆議院東京都第七支部	吉田 康一郎	政治団体の名称	日本のことを大切にする党衆議院東京都第七支部	次世代の党衆議院東京都第七支部	H27. 12. 21
日本を大切にする党衆議院東京都第十二支部	田母神 俊雄	政治団体の名称	日本を大切にする党衆議院東京都第十二支部	次世代の党衆議院東京都第十二支部	H27. 12. 24
日本のことを大切にする党世田谷区議会第一支部	阿久津 皇	政治団体の名称	日本のことを大切にする党世田谷区議会第一支部	次世代の党世田谷区議会第一支部	H27. 12. 21
日本のことを大切にする党港区議会第一支部	山本 閉留巳	政治団体の名称	日本のことを大切にする党港区議会第一支部	次世代の党港区議会第一支部	H27. 12. 21
民主党東京都第11区総支部	松原 仁	主たる事務所の所在地	板橋区幸町51-9	板橋区常盤台2-5-5	H27. 12. 8
		代表者の氏名	松原 仁	熊木 美奈子	H27. 12. 8
民主党東京都第24区総支部	阿久津 幸彦	主たる事務所の所在地	八王子市中山446	八王子市明神町4-14-6	H27. 12. 9

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体 (その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
阿久津幸彦友の会	阿久津 幸彦	主たる事務所の所在地	八王子市中山446	八王子市横山町3-12	H27. 12. 9
		会計責任者の氏名	家藤 義人	田中 雄太	H27. 12. 9
阿久津幸彦を支える会	阿久津 幸彦	主たる事務所の所在地	八王子市中山446	八王子市横山町3-12	H27. 12. 9
		会計責任者の氏名	家藤 義人	田中 雄太	H27. 12. 9
浅草歯科医師連盟	代出 和郎	主たる事務所の所在地	台東区浅草1-4-7	台東区寿3-7-10	H27. 12. 17

●東京都選挙管理委員会告示第三十四号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)。以下

「法」という。(第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年四月十一日  
東京都選挙管理委員会

		会計責任者の氏名	戸邊 真希子	高草木 恵美子	H27. 12. 17
歩み会	森谷 歩美	主たる事務所の所在地	中央区日本橋浜町3-3-1	中央区日本橋堀留町1-3-16	H27. 8. 1
大泉地域日本共産党後援会	菊池 紘	政治団体の名称	大泉地域日本共産党後援会	大泉三原台日本共産党後援会	H27. 12. 10
		主たる事務所の所在地	練馬区東大泉1-12-22	練馬区東大泉4-27-7	H27. 12. 10
大竹さよこ後援会	大竹 小夜子	主たる事務所の所在地	足立区加賀1-19-16	足立区鹿浜5-30-6	H27. 11. 1
加藤公一を囲む税理士の会	吉田 友彦	主たる事務所の所在地	東久留米市前沢5-5-5	東久留米市前沢5-9-14	H27. 11. 1
かのあきら後援会	鹿野 晃	政治団体の名称	かのあきら後援会	かのあきら友の会	H27. 12. 1
上練馬日本共産党後援会	巻 和泉	代表者の氏名	巻 和泉	佐藤 竜文	H27. 12. 10
		会計責任者の氏名	利根川 武矩	吉田 隆造	H27. 12. 10
桐木優の会	桐木 優	主たる事務所の所在地	多摩市鶴牧6-6-10	多摩市落合1-5-11	H27. 12. 15
興山会	林 智興	政治団体の名称	興山会	林智興後援会	H27. 12. 28
		主たる事務所の所在地	千代田区二番町1	葛飾区四つ木2-14-20	H27. 12. 28
小金井の未来をつくる会	清水 勉	政治団体の名称	小金井の未来をつくる会	小金井の未来を創る会	H27. 12. 1
島田拓後援会	佐藤 竜文	会計責任者の氏名	利根川 武矩	猿田 洋子	H27. 12. 10
自由・責任・改革フォーラム	佐々木 浩	会計責任者の氏名	伊藤 隆広	長谷川 毅	H27. 12. 1
新・都市政策研究会“Wi11”	阿久津 幸彦	主たる事務所の所在地	八王子市中山446	八王子市横山町3-12	H27. 12. 9
		会計責任者の氏名	家藤 義人	田中 雄太	H27. 12. 9
新都政研究会	三田 敏哉	会計責任者の氏名	清水 崇寛	三田 和寛	H27. 11. 5
杉本とよひろ後援会	杉本 豊敬	会計責任者の氏名	小林 昭和	高木 博	H27. 12. 18
高野のりお後援会	伊達 和男	会計責任者の氏名	北谷 豪	木目田 政雄	H27. 12. 15
道州制型統治機構研究会	近藤 学	主たる事務所の所在地	千代田区永田町2-9-6	千代田区霞が関3-6-14	H27. 12. 14
		会計責任者の氏名	佐藤 暁	上野 寿朗	H27. 12. 14
日本橋税理士政治連盟	福本 光男	代表者の氏名	福本 光男	岡田 昇	H27. 6. 17
		会計責任者の氏名	安田 信彦	石川 勝之	H27. 6. 17

波多野里奈を支える会	仲 里奈	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	H26. 12. 23
ひきだ多万夫後援会	中丸 秀夫	代表者の氏名	中丸 秀夫	八木 武宗	H27. 11. 22
藤田のりひこを囲む税理士の会	大久保 孝	代表者の氏名	大久保 孝	早川 健彦	H27. 12. 10
米沢ちひろ後援会	武田 悦子	代表者の氏名	武田 悦子	鈴木 清江	H27. 12. 10
		会計責任者の氏名	林 大山	杉浦 貞子	H27. 12. 10
東京都医師政治連盟三鷹支部	宇井 義典	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀8-9-21	三鷹市井の頭4-16-10	H27. 12. 15
		代表者の氏名	宇井 義典	若林 研司	H27. 12. 15
		会計責任者の氏名	原田 康司	宇井 義典	H27. 12. 15
東京都社会保険労務士政治連盟城北統括支部	石和 信人	主たる事務所の所在地	北区赤羽西1-36-14	練馬区関町北5-14-23	H27. 5. 1
		代表者の氏名	石和 信人	安藤 英雄	H27. 5. 1
		会計責任者の氏名	鳥田 竜士	武江 勇	H27. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都葛飾区第十八支部	林 智興	H27. 12. 1
自由民主党東京都立川市第2支部	宮崎 章	H27. 12. 21
次世代の党江東区議会第一支部	口廣 晴美	H27. 11. 30
次世代の党衆議院東京都第一支部	渡邊 徹	H27. 12. 1
次世代の党衆議院東京都第二十二支部	鹿野 晃	H27. 11. 18
次世代の党杉並区議会第二支部	小林 優美	H27. 11. 30
次世代の党杉並区議会第三支部	栗林 寿行	H27. 12. 11
次世代の党墨田区議会第一支部	下家 淳の介	H27. 11. 30
次世代の党世田谷区議会第二支部	齋藤 謙太郎	H27. 11. 30
次世代の党調布市議会第一支部	岩下 純子	H27. 11. 24
次世代の党中野区議会第一支部	中川 美波	H27. 11. 11
次世代の党目黒区議会第一支部	中川 治	H27. 10. 31
日本を元気にする会東京都豊島区議会第1支部	関谷 二葉	H27. 12. 9

## 2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
秋間そういち後援会	橋本 健司	H27. 12. 15
伊田としゆき後援会	伊田 明行	H27. 12. 6
伊藤のぶよ後援会	今野 一郎	H27. 12. 17

稲永かずひろを励ます会	稲永 壽廣	H27. 11. 30
輝く東久留米をつくる会	安部 幹二	H27. 11. 15
齊藤けんたろう後援会	齋藤 香	H27. 11. 30
生涯現役を考える会	伊藤 伸代	H27. 12. 16
スモークフリー城北としまの会	関谷 二葉	H27. 12. 9
青海としひろ後援会	青海 俊伯	H27. 12. 25
東京維新の会	柳ヶ瀬 裕文	H27. 12. 15
中沢みほ後援会	中澤 美穂	H27. 12. 13
ひきだ多万夫後援会	中丸 秀夫	H27. 11. 30
藤田のりひこを囲む税理士の会	大久保 孝	H27. 12. 10

●東京都選挙管理委員会告示第三十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第九  
 条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ  
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称  
 等を次のとおり公表する。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
井戸 正枝	衆議院議員	井戸まさえ勝手応援団	大田区蒲田5-46-11	H15. 2. 7
仲 里奈	参議院議員	波多野里奈を支える会	港区港南3-9-33	H22. 3. 8
吹春 保隆	市議会議員	吹春やすたか後援会	小金井市貫井北町1-14-6	H27. 12. 2

●東京都選挙管理委員会告示第三十七号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九  
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の  
 異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定  
 により、次のとおり公表する。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿久津 幸彦	阿久津幸彦を支える会	主たる事務所 の所在地	八王子市中山446	八王子市横山町3-12	H27. 12. 9
大竹 小夜子	大竹さよこ後援会	主たる事務所 の所在地	足立区加賀1-19-16	足立区鹿浜5-30-6	H27. 11. 1
鹿野 晃	かのあきら後援会	政治団体 の名称	かのあきら後援会	かのあきら友の会	H27. 12. 1
桐木 優	桐木優の会	主たる事務所 の所在地	多摩市鶴牧6-6-10	多摩市落合1-5-11	H27. 12. 15
森谷 歩美	歩み会	主たる事務所 の所在地	中央区日本橋浜町3-3-1	中央区日本橋堀留町1-3-16	H27. 8. 1

●東京都選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年四月十一日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
稲永 壽廣	稲永かずひろを励ます会	H27. 11. 30
伊田 明行	伊田としゆき後援会	H27. 12. 6
青海 俊伯	青海としひろ後援会	H27. 12. 25
仲 里奈	波多野里奈を支える会	H26. 12. 23

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ  
に印刷されています。